

支 払 基 金
平成 2 7 年 9 月 1 8 日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターの廃止年月日は平成 2 7 年 9 月 3 0 日であることから、平成 2 7 年 1 0 月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日付け厚生労働省告示第 4 5 0 号及び平成 2 6 年 1 2 月 1 1 日付け同第 4 6 8 号並びに平成 2 7 年 3 月 2 4 日付け同第 1 1 3 号に基づく経過措置医薬品の廃止（別表 1）
- 2 平成 2 7 年 6 月 1 2 日付け「お知らせ（薬）0 2 9」に基づく商品名医薬品の廃止（別表 2）